

ゼネ・ストについて

三 藤 正

1 はじめに

ことし（昭和四九年）の春闘で、総評は、ゼネ・ストを指令し、実際それを行なった。当然ながらジャーナリズムは、その是非をめぐり、またその收拾をめぐって湧き立った。また、政府と総評とは、ゼネ・ストの合法、違法の法律論（法解釈論）で激しく応酬し合った。しかしそのやりとりからは、何も生れはしなかった。政治的ゼスチュアなのだから、それも当り前といえ、それまでだが、ゼネ・ストというものは、元来そういうものではないのか。

この論文は、この疑問に誘発されて書かれた。

ゼネ・スト、あるいはこれがその範疇に入る意味でいえば、政治ストの法的評価については、わが国は多彩な議論に恵まれた国である。孫田教授（「わが国政治スト理論の吟味」・わが国労働法の問題点（昭和四〇年）四三五頁以下）および高木氏（「政治スト」・新労働法講座4（昭和四二年）二五―四七頁）の広かんで貴重な労作からも明らかかなよう

ゼネ・ストについて

に、そこには、世界的に通説とされる違法論から合法論までのあらゆる説が行なわれている。しかも、そのどれもが法論的にみて別段無茶でないのだから不思議である。

なぜそうなのか。ほとんどすべての説が、はじめから合法、非合法の結論的方向を決め、それに合うように事実を構成し、それについて法的判断をしているのだから、こういう結果になるのは、別に不思議でないといえ、その説明がつくだらうか。ある事実を再構成するに当って、それを構成する特定の要素を、企図する結論に合うように抜き差しし、特定の要素に優先順位を与えまたは与えない、というようなことは、訴訟に当って法律家が常に用いる手だから、この操作はある程度仕方がない。つまり、合法の結論を出そうとするものはストの経済性を強調し、違法性を主張しようとするものは、政治性を強く表面に出そうとするのである。その間に法論理的矛盾があれば、それは法律家として落第なのである。そこに、何かのカラクリが隠されているとすれば、それはその事実といわれるものにクロス・エクザミネーションがなされていないことである。

この余りにも法律家的であり、余りにもソフィステイケートされた議論のジャングルの中へは、気の弱いものは踏み込んで行けない。わたくしも、このジャングルにもう一本枯れ枝を加えるなどという真似をする気はない。敬遠しようと思う。さらにいうならば、こんな議論はいくら繰り返しても、何の爽りも期待できないからでもある。

ただ、この議論の総カタログを見て、二つの点で興味が湧いてくる。第一は、違法論者は当然として、合法論者であっても、純粹の政治ストは違法だという前提が、特別のものを除いて、明示または暗黙のうちに承認されていることである。第二は、そして、わたくしが最も興味をもち、この論文を書こうと思いついたのはここにあ

るのだが、労働運動の上でゼネ・ストあるいは政治ストといわれるものは、これだけ多彩な議論を容れる余地があるほど巨大な、あるいはとりとめない容れ物だという事実であり、またそうであればあるほど法解釈論は、それがいかに精緻（ち）を極めようと、個々の具体的事件の法的解決には、ますます無力となるだけでなく、ストライキの（実質的な）解決には、ほとんど寄与しえないという事実である。

というわけで、わたくしがここでいいたいことは、こんにちゼネ・ストに対処するには、政府と総評とのやりとりのように、単なる法解釈論だけに依存してこと足れりとすべきでなく（というのは、労使関係上の諸問題のすべてについてもいえることだが、その解決に対する法律の限界をよくわきまえた上で）、もっと根源に遡ってその解決を考へるべきであること、そしてそれは、とりわけこんにちのゼネ・スト（と称せられる）大争議には必要であるということである。

2 ゼネ・ストとは何か

ゼネ・ストとは、労働運動の上でどんなストを指すのか。ゼネ・スト論をやるには、まづそれから固めてかかる必要がある。

ゼネ・ストの一般的意味は後に述べるとして、その意味を決めるについて大きく寄与し、いわばその原型になったのは、一九二六年のイギリスの大争議である。これをもって、特殊の意味のゼネ・ストと呼んでもよい。

歴史の語るところによると、一八九三年にベルギーで起った争議が、ゼネ・ストの先駆的なものであるといわれるが、二六年にイギリスで発生した争議は史上空前の規模であったし、イギリス労使関係の発展史上で、サン

ゼネ・ストについて

ゼネ・ストについて

ジカリズムと完全に絶縁して、こんにちの労働組合主義を打ち立てるのに極め大きな要因になったという意味で、後になってもゼネ・ストのモデルとされた。

そして、この争議は、その結果として翌二七年に、その後二十年にもわたって大きな影響を組合運動に与えた「労働争議および労働組合法」一九二七年が制定されることになったという意味でも重要である。

争議は、ボードウィン内閣が石炭補給金打ち切り政策を打ち出したに對する、石炭労働者の賃下げ反対斗争に端を発し、TUC（労働組合会議）指導のもとで、そのさん下組合によって五月三日から一二日にかけて行なわれた。参加者は約二百万人といわれる。

その後この種の争議はなかった。しかし、第二次大戦後、社会、経済のあらゆる面で激動期に入ったのを背景に、各国でゼネ・ストが頻発する。

イギリスでは、港湾労働者が四八、四九、七〇年に、鉄道が五五年に、そして海員が六六年に行なった大規模な争議では、ついに英海軍が出勤して物資運送に当るなどのことがあった。七四年二月の石炭ストが保守党政権の交替をもたらしたのは周知のところであらう。

フランスでは、六八年「五月革命」と名付けられた大争議が発生、CGT（フランス総同盟）、FDT（フランス民主労働さん下）の組合によって、学生も加わってデモ、工場占拠などの激烈なストになった。これは五月二五日ポンピドゥー首相と労組代表との会談で、ようやく収拾された。また昨七三年末には、物価ゼネ・ストがあった。

ストの国イタリアでは、六八年のいわゆる「暑い秋」の大争議をはじめ、七四年二月にも大争議が発生してい

る。

そして日本では、不発に終わったが四七年二月一日のいわゆる二・一ストから五二年破防法反対闘争、五八年警職法反対闘争、六〇年安保闘争、六四年のゼネスト計画（これはその夏の参議院選挙を目標に行なわれたが、共産党系組合が党の方針によって三月末に大挙脱落して失敗、池田、太田会談で四月一七日收拾した）、七三年スト権奪還闘争と続き、ことしの春闘に及んでいる。参加人員は、それぞれ三百万ないし六百万人といわれるが、二四時間、せいぜい四八時間ストが何回か繰返されるのが常態で、何日も続いたという例はない。また全産業、全組合が一斉にというわけでもない。

3 ゼネストの一般的意味

このような事実をもとにして、ゼネ・ストは、一般的に、こんにち次のように規定される。

「ゼネ・ストとは、政治的、通常は革命的性格をもつ争議である。そしてそれは、使用者および政府の双方に對する大衆運動のあらゆる戦術を含んでいる。」(Marsh and Evans, *The Dictionary of Industrial Relations*, 1973.)

も少しふ、えんしていはば、

「それは、地理的ないし政治的エリアの全体にわたって、労働者が一斉にかつ同情的に日常勤務の履行を拒否することをいう。この争議は一つの組合とか、一つの会社とか、一つの産業とかに限定して行なわれるのではない。その本来の目的は、斗争目標を達するために、組合の政治的および産業的（労使関係上の）力を誇示するにあ

ゼネ・ストについて

ゼネ・ストについて

る。理論的には、革命の手段なのであるが、組合間では、それぞれがその産業のないし政治的目標を異にしているために、共同して行動することがほとんどできない。そのために、革命の手段として使われることは、先づない。

またゼネ・ストは、産業的統一スト *general industrial strike* とは区別する必要がある。この争議は、企業が全国にわたって広く散らばっているような個別産業に対して統一的に行なわれるものである。また、民主的組合では、ゼネ・ストは、組合の斗争目標を達するために団体交渉を援助する手段になるとは通常考えられないので、これを支持するものは少ない。」(H. S. Roberts, *Dictionary of Industrial Relations*, 1969.)

前者が、古典的なゼネ・ストの体験者であるイギリス人の理解なら、後者は、アメリカ人の受け取り方である。細かいニュアンスの違いがあり、それはまたそれとして興味があるが、ともかく、双方ともその要は尽している。

要するに、ゼネ・ストと呼ばれる争議は、これを純粹な形でいうと次の特徴をもつ。

第一に、その当事者の一方は、ある政治的ないし地理的なエリアの内のすべての、または少なくとも大多数の労働者または労働組合の集団であって、それは、企業とか産業とかに関わりなく、それをこえる段階で構成されたものである。他方は、使用者および政府である。

第二に、その目的は、何らかの意味における政治的目的に出る要求の貫徹であり、その目的はしばしば革命におかれる。

第三に、その手段としては、全労働者の一斉の職場放棄、デモンストレーションなどを含むあらゆる大衆運動

上の戦術を駆使する。

これがこんにち一般的に承認されているゼネ・ストのパタンであり、いわばその一般的意味である。

4 法的評価

労働運動の上でこのような性格と特徴をもつ争議が、法的にどう評価せられるかが次の問題である。

われわれは、争議の法的評価については、通常その目的およびその手段の二つの方向からアプローチする。そもそも労働争議として合法と評価されるには、その目的が適法ないし正当（この二つの概念内容は、厳密には同一でない。しかし本稿では深く立ち入る必要がないので、これ以上は触れない。この場合は、一応同一に解しておいてよからう。）でなければならない。

もっとも、目的が正当であっても、目的の正当性は必ずしも手段を正当化しないのが原則である。ただ争議に關する限りは、たとえその手段が刑法上違法のものであっても、その目的が正当である限りは刑法三五条のいわゆる「正当行為」として、「暴力の行使」を除いて適法だとされる（労組法一条二項）。同時に、目的が違法であっても、単にそれだけの理由で、争議行為が当然違法となるわけではない。「正当行為」による保護を受けられなくなるので、違法とされる場合が多くなるうし、また争議を理由とする解雇に正当性を与える端緒にはなる。しかし、その個々の行為が違法として民、刑事上の責任を負わされるには、それぞれの該当法条が規定する構成要件を充す必要がある。

このように、「争議の法的評価は、その目的と手段の二つの方向からアプローチしてなされるのであるが、ゼ

ネ・ストについて考えてみれば、それが他の一般の争議と際立って区別せられる点は、いうまでもなく、その目的においてである。そこで結局は、政治目的をもって行なわれる争議（政治スト）が法的にどう評価されるかの問題に帰する。

争議の自由の原則に対して、争議が政治目的をもっている場合が何かの制約の意味もつか、については、国際のみにみて二つのアプローチがある。（cf. Kahn-Freund, *Labour and The Law*, 1972, p. 244 et seq.）

第一は、争議権（ないし争議の自由）は、いわば自然法上の権利（天賦人權）と考える人々である。かれらは、争議権は、いわば所有権のように、法令による制限がない限り、その権利者がそれを使うか使わないか、どんな目的で使うか使わないかは、すべてその権利者の選択と自由にまかされていると考える。

したがって、争議の目的は、必ずしも労使関係上のものであり、あるいはこれに密接に関係があるものである必要はない。例えば、それが政治上の圧力をかける目的をもつものであると、政府の措置に対するデモンストレーションであろうと、それをするかしないかは、労働者の自由である。争議がこうした目的をもっている、だからといって直ちに違法にはならない。争議が経済的目的をもつものであるかどうかは、いわばその偶然的、付随的な要素（偶素）であって、その本質的要素をなすものではないというのである。

この考え方は、サンジカリストの発祥の地であるフランスとイタリアに普遍的なものであり、その政治的伝統、ある意味で法的伝統に根ざしている。しかし、判例は、政治目的をもつ争議に関する限り、この原則に従っていない。

第二のアプローチは、争議権を基本的人権とは認めるが、しかしそれは労使関係の中にある労働者に対して法

的に授権されたものであると考えるものである。したがってそれは、職場における団体交渉ないし苦情の処理と結びついていなければならない。これと無関係な、いわゆる「純粹の政治スト」つまり政治目的をもつ争議は、違法であるということになる。

この考え方は、サンジカリスト的革命主義を排して労働組合主義をとっている国々に共通するところである。イギリスでは、一八七五年の共同謀議および財産権の保護に関する法律から一九七一年の労使関係法にいたるまで一貫してとられた考え方であり、一九二六年の最初のゼネ・ストでも、このことが重要な争点となった。

判事アスバリは、法廷で「TUCの指導のもとで行なわれた今次のいわゆるゼネ・ストは違法である。……TUCを一方当事者とし、政府と国民とを他方当事者とする争議は、なされるべきではないか、または存在することを許されないものというべきである」と陳述し、またジョン・サイモンも「ゼネ・ストを宣言することは、とりもなおさず……完全に違法でありかつ違法な運動を開始することを意味する」と述べた。

これに対して、TUCは「われわれは憲法に挑戦しているわけではない。われわれの目的とするところは、炭鉱労働者の生活水準の低下を防止しようとするにある。したがって、この争議は、完全な意味で経済的争議である」と主張し、これはむしろ「全国的争議」National Strikeと呼ばれるべきだという。また、グットハート教授も「この争議は、やはり労働争議の限界内にある。なぜならば、ここでは政治的要素が経済的要素に取って代わっているわけではないから」と主張した。

また一九六六年の海員争議に際して、首相は「国家に対する、社会全体に対する、そして政治的動機をもつ人々のグループと緊密に結び付いた争議が、産業の安全と、国民の経済的福祉とを脅しつつある。そして、この争

ゼネ・ストについて

議における争点は、まさにわが国における物価ならびに所得政策である」と説いた。七〇年の港湾争議では、検事総長シヨークロスは「政治的目的を達成するために争議行為をするように他人を教唆した組合幹部は……かかる行為が不法行為として損害賠償の責任を発生せしめるものであり……またあるいは刑事責任を科せられるべきものであることを想起しなければならない。(そしてその共同謀議もまた犯罪である)……というのは、ここでは、法律的ルールだけでなく議會制政府そのものが危険にさらされているのだから」という。(cf. Wedderburn, *The Worker and The Law*, 1971, p. 391 et seq.)

アメリカの考え方もまた同じであり、この原則は、一九三二年ノリスラ・ガーディア法で確立された。

西ドイツでは、多少違う。ここでは、判例法としてここ二十数年来「社会的妥当性」*Sozialadäquanz* の理論が発展してきた。その要点は、争議はそれ自体不法行為であり、損害賠償責任を発生させるものである。しかし、争議が労働協約がない場合に行なわれたとき、および団体交渉が不調となり、当事者の一方が労働協約の締結のために相手方に圧力をかけるために行なわれたときは、この限りでない、というのである。この考え方は狭すぎるように思われるが、ここでもまた争議を団体交渉との関連でとらえている限りで、それは、経済的目的の場合にのみ合法化されると見ているのであるから、したがって、政治ストは社会的妥当性がない *sozialinadäquat* というのであるから、第二のグループに属すると見てよからう。

次に国際機関の考え方であるが、まづ、ヨーロッパ社会憲章(六条(4))は、争議権を原則的に承認する。しかしそれは、団体交渉についての補完的意味で認められるのであって、天賦人權として認めるのではないから、ほぼこのグループの中にあるとみられる。

ILO（国際労働機関）は、周知のように条約第八七号による結社の自由の原則を制定するに当って、団結の自由と運営の自由とを完全に承認したが、争議の自由については、全然触れるところがない。この点でわが憲法二八条とは違う。しかし、それは、争議の定義が各国で異り、国際的定義として一義化することが困難であるという事情と、争議の自由は一定の条件のもとではこれを制限または禁止しようと考えたに当たったのであって、これを否定する主旨ではない。その基本的考え方は、ヨーロッパ社会憲章と同様に、団体交渉の論理的帰結としてこれを承認するというものであり、本稿の主題に即していうと、それは経済的目的をもつべきだというにある。

その政治ストに対する見解を最も卒直かつ明快に表明しているのは、日本の公共部門の労使関係に関するいわゆるドライヤー報告（二二七項―二三〇項）である。総評およびそのさ、下の組合が組合員の経済的利益と直接関係のない性格の政治目的を執拗に追求してきたことが、政府の組合無視ないし反組合的態度（これもひどすぎる）とともに、この労使関係の正常な発達を阻害する攪乱要素になっているとして、次のようにいう。

「国の政治と労働者および使用者のそれぞれの経済的利益の増進との間には相互依存関係がある。したがって、高度に工業化された国々では、明らかに、通常慣行的に、次のことが認められている。すなわち、公的被用者の団体を含む労働組合が、その組合員の利益に適合すると認めると認める民主的政党の綱領を支持すること、さらに組合がこのようにして政党を支持する権利を有することを政府もまた承認すること、そしてさらに進んで、こうした政党に属する候補者または選出された代表者を推薦して、これに、個人の資格において、投票するように勧奨することがこれである。しかし、総評およびとくに日教組は、経済的目的によって正当化される点を遙かにこえて、システマティカリー（計画的）に行動している。そして、日本政府を強制して、特に政府の責任になっ

特定の政策を政治の分野で実施させようとして全力を傾け、そのさん下組合に対してストライキという武器——これは経済的武器である——を利用するように要求してきた。」

その例としては、六五年日韓会谈阻止、ベトナムからの米軍撤退、原潜寄港反対等についての総評の争議指令を挙げる。そして、

「労働組合の権利に関する申立の審査において、国際労働機関によってとられている一般原則によれば、政治的起源をもつ事態については、たとえそれが適当な手続によって国際労働機関が調査することを要請しうるような社会的側面をもっているものである場合であっても、国際的安全保障に直接関係ある政治問題を国際労働機関が討議することは、その伝統に反し、かつ国際労働機関自体の領域におけるその有用性を害するから不適當である。……組合が、組合の領域の全く外にあるこのような純粹に政治的問題に関連してストライキの開始を宣言するときには、その組合は、結社の自由に関する実情調査委員会に対して、当該組合が救済を受ける権利を有する、という決定を下すようには期待できないことを明確にしておく必要がある。」

争議は団体交渉の補完的制度であって、経済目的をもって行なわれる限りでそれは結社自由の原則の中へ入るが（したがって合法）純粹に政治目的をもって行なわれる場合（純粹な政治スト）には違法であるというこの見解は、その後日本の組合から提訴された数々の同種の事件に対しても（例えば、七四年四月の結社自由委員会報告）繰り返し表明されているところである。

最後に、日本の最高裁は、これとほぼ同一の線上にある。

すでに全通中郵事件の大法廷判決（昭和四一年一〇月二六日大法廷判決）でも政治目的をもつ争議は違法とする。

これを受けて、農林警職法反対事件の大法廷判決（昭和四八年四月二五日大法廷判決）も次のようにいう。

「私企業の労働者たる、公務員を含むその他の労働者たるを問わず、使用者に対する経済的地位の向上の要請とは直接関係があるとはいえない警職法の改正に対する反対のような政治目的のための争議行為を行なうがごときは、もともと憲法第二八条の保障とは無関係なものというべきである」とし、それに続けて、前に書いたドライヤー報告の終りの方の一節を引用して、この考え方は、国際的通説でもあることを仄（ほの）めかしている。また、この争議は表現の自由として憲法二一条の保護を受けるべきだと主張に對しても、

「とくに勤労者なるがゆえに、本来経済的地位向上のための手段として認められた争議行為をその政治的主張貫徹のための手段として使用しうる特権をもつものとはいえないから、かかる争議行為が表現の自由として特別に保障されるということは、本来ありえないものというべきである」という。

もっとも、政治目的をもつ争議といっても、そこには、三つの範疇がある。第一は、労働者の経済目的と密接な関係のあるもの、例えば労基法改悪反対とか社会保障制度充実要求とか、物価政策是正のような、いわば経済、社会政策の転換を目的とするもの、第二は、労働者の経済目的とはまったく関係のない、例えば警職法反対とか安保反対とかのようなもの、そして第三は、現在の民主的政府あるいは議会制民主主義を転覆して、独裁的左翼または右翼政権を樹立するというような革命的な意図をもつものである。

革命的目標にイントネーションをおいて理解されるいわば古典的意味でのゼネ・ストは、この第三範疇に属する。第二範疇もまた、そのキッカケとなる意味で、しばしばこれに属するであろう。

ところで、第一、第三範疇に属するものが政治ストと正当かつ当然に呼ばれることに疑いはない。しかし、第

ゼネ・ストについて

一範疇の場合には、経済目的と政治目的とが、しばしば分ちにくいくらいにまで結びついているので、経済ストと政治ストとを区別することが必ずしも簡単ではない。しかし、労使関係当事者間の団体交渉では解決しえないような政治的起源をもつ争点について、したがってことは国会で決定せられるべき政治上の問題について、ストによってその決定に重大な強制をかけてその主張を貫徹しようとする事、いいかえると、ストの目的が議會制民主主義の根本ルールに反するものであるときには、もはやそこではストの経済目的が政治目的によって取って代わられていると考えられるのであって、このようなストは政治ストの範疇に入ることになる。

もちろん、ここで取り上げているのは、ストによる強制の問題なのである。したがって、組合が政治的争点に對して、組合として何かの意見を表明することができるかの問題とは次元を異にする。組合もまた現在の政治的機構のなかで重要な一構成分子である以上、組合が政治上の争点について意見を表明するなどの政治活動をすることができるのは当然である。前に引用したドライヤー報告の述べるところは、その通常の場合をいっている。しかし、その意見をストを通して政府や国会に押しつけうるかがここでの問題なのである。

さて、第一範疇における前述のような場合があることも考慮に入れて、政治目的をもつストであって、まさしくその中に入れられるべきものという意味を現わすために、これらを総称するときに、われわれはしばしば「純粹な」という形容詞をかぶせて「純粹な政治スト」というふうと呼ぶ。そして、この意味での「純粹な政治スト」は、もちろんゼネ・ストを含めて、違法であるというのが、わが国を含めての國際的理解である。それは、争議の自由の目的による制限に対する二つのアプローチがあるにもかかわらずそうなのである。そして、とりわけ、第三範疇、いわば古典的意味のゼネ・ストについては、さらに、世界人權宣言が「この宣言のどの規定も、

この宣言に掲げてある権利および自由の破壊を目的とする活動に従事し、またはかかる目的を有する行為を遂行する権利を国や団体や個人について認めるものというふうに解釈されてはならない」(三〇条) といっていることに留意する必要がある。

5 法律論の限界

ゼネ・スト法律論の一般的な筋は、このようであり、いわばそれは極めて単純明快なものである。しかし、それを個々の具体的な、特にこんにちゼネ・ストと呼ばれている争議に当てはめようとすると、それはかなりの困難を伴ってくる。

というのは、こんにち一般にゼネ・ストと呼ばれ、組合指導者もしばしばそう呼んでいるところのものは、もうそのような古典的意味のゼネ・ストとはかなり違ったものになっているからである。

ここ十数年来の団体交渉の要求事項は、国際的にみても、一般的に、かつての賃金、時間という単純なものではなく、労働者のニーズの変化に伴ってその内容が極めて高度化、多様化してきて、政治的決定と密接な関わり合いをもつものが増加してきた。そして、革命的な要求の色彩は、少なくとも表面からは薄くなってきた。

例えば手近なところで、わが国の最近の春闘の要求事項を分析してみても、一方では、労使関係内的問題でも、単にこれまでの賃金(これさえも、フローからストックへ、さらには、短期的展望から長期的(生涯的)展望をもつものに変化した)、時間(これも短縮とともに有給休暇の延長、自由時間の増加へと変化する)から労災、さらには人間疎外、労働の質 quality of working life の問題、生きがい論にまで拡がる。そして他方それらの要求はまた、

ゼネ・ストについて

例えば物価、財産形成、社会保障、住宅、国際経済、産業構造、資源問題、税制などのような、労使関係外的問題にまで深い関連をもつ問題に拡がる。ことしの春闘、それは国民春闘を銘打っているが、賃金の大幅引上げのほか、弱者救済（社会保障の充実）およびスト権奪還の三つの要求を掲げていた。

後の問題のうち多くのものは、それ自体団体交渉で解決しうる性質のものではない。しかし、それらが前の問題と極めて密接な関係にあることは否定することができない。

次に、サンジカリスト的、革命主義的パタンの残滓は、イギリスの政治ストではもう見られない。政権交替の主張はあっても、革命的ではなく、政策転換を求めるところに重点がある。

フランスやイタリアでは、いくら革命的気配が残っている。しかし、重点は、やはり、政策転換にある。日本では、どちらかといえば、政策転換よりも、政権交替とくに左翼政権への交替をねらっているように見える。マルクスレーニン主義的社會革命への志向が、この国では、少なくともスト指導者の情緒の中ではまだまだ残っている。それが安保問題、選挙というような、日本を自由圏にとどめるか、ソ連、中国的社會主義的独裁圏に引き入れるかという国際および国内政治的にクリティカルな問題、あるいは保革逆転なるかというような国内政治的な問題をめぐって、ゼネ・ストが計画され、呼号されることから、それは明らかである。しかし、指導者の情緒的心情や志向がどうであれ、指導される側は、それに心から動かされているわけではない。それは大衆が政治的に目覚めていないなどという思いついた左翼指導者論理からの独善的評価を許すものではなくて、実際は、大衆の方がかれらよりも目覚めていて、客観的事実に冷静に対処し、これを判断しているからである。大衆は、政策の転換は強く要求した、しかし急激な変革とくに左翼政権の樹立は望まなかった今年の参議院議員選挙

の結果からも、これは明らかな事実である。

しかし、大衆は、そして組合員は、政策の転換を強く要求しているという事実は、この際極めて重大な意味をもっている。

少なくとも、近年の頻発するゼネ・ストは、ヨーロッパと日本とを押しなべて、顕在的には、インフレの荒波にあえぐ労働者の要求（それは、ポーランドのような社会主義国でも例外でありえなかった）に直接の源泉をもっている。ことしの春闘が、指導者の情緒的志向とは別に、すでに目覚めている大衆からかなりの共感をもたれたゆえんはここにある。

しかし、もっと根本的にいうと、インフレ問題とその労使関係との関連は、完全雇用政策によってそこでは市場機構が完全に作動することができなくなったことによって生じた。しかも完全雇用政策の採用は、もう後もどりのできないほど緊密に、こんにちの基本的社会、経済機構の完全な一部になっていることがこの場合に想起されなければならない。そうだとすれば、こんにちのゼネ・ストは、もっと根本的にいうと、意識するとならないと関わらず、六〇年代から顕著になってきた第二次産業革命の進行、高度大衆消費社会の実現によって誘発された政治、経済、社会、法律、倫理、哲学などあらゆる側面で発生した社会全体の激しい変化、それによってひきおこされた既成の制度、価値体系の流動化——インフレは、その一つの、最も重要な露頭である——への対応のあがきもたらしたものであるといえる。

こうして、第一範疇においてさえも、純粹に政治ストとしてとらえるものは少なくなった。あるいは、純粹に政治ストを企図したものであっても、極めて容易に経済ストの仮面を被ることができるようになった。

ゼネ・ストについて

わが国の政治ストに対する法律学者の見解が、違法論から合法論にまでわたって豪華けんらんを極めているのは、まさにここに理由がある。

要するに、こんにちゼネ・ストと呼ばれるものには、もはや一九二六年イギリスのゼネ・ストのような古典的ゼネ・ストの性格をもつものは少なくなり、少なくとも顕在的には、政治ストの第一範疇に属するストが一斉に、または統一的に行なわれるものを指してゼネ・ストと呼ぶようになったといえる。

そして、この範疇では、(1)経済的ネット・ワークの緊密化、(2)組合組織の巨大化によるその圧力グループ性の増大、(3)経済と政治との収斂、経済の計画化の進行、(4)労働、経済、社会機構の中での公共部門の労使関係の比重の増大、(5)社会の階層的固定化の進行とフラストレーションの増大などの原因から、いわゆる政治・経済的中間地帯 politico-economic twilight area が拡大したために、政治ストと経済ストとの境界——それはすでに一九二六年のイギリスでも白熱的に議論された争点であったが——は、ますます不明確になってきているというのが現状である。

そうだとすれば、ゼネ・ストないし政治スト違法論は、理論的にまさにそのとおりとして、またそれは、わが国の場合のように、第二、第三範疇の素材で原始的な政治ストがしばしば行なわれているところではそれなりにかなりの効果が期待しうるとしても、具体的場合についてこれを違法と決めつける困難は、その効果に必ずしも比例するとはいえない。

同時に、労使関係の全体的正常化という面から考えると、たとえその具体的な争議が政治ストだから違法だといったところで、それはいわば後の祭りであるだけでなく(将来への予防的效果はもちろん評価するとしても)当面

の争議の解決にはほとんど効果がないこと今春の政府、総評のやりとりを見ても分る。

6 「参加」のすすめ

こうみてくると、こんにちの段階では、われわれは、ゼネ・ストに対する処置について、その発想から転換してかかる必要があると思われる。

わたくしは、先に、こんにちのゼネ・ストは、こんにち世界的に（したがって日本も例外ではない）起っている革命的な、急激でかつ巨大な規模をもつ全社会的変化、それはこれまでの政治、経済、社会、法律、倫理、哲学、そしてまたその上に立つあらゆるエスタブリッシュメントや概念やルールを根底から揺さぶる変化への対応の中から生れたもの、いわばその労使関係的バージョンであると考えたと述べた。もしそう見ることが許されるならば、いまは、ゼネ・ストをまさにこうしたもの、いわば新しい歴史の段階が生んだ新種の争議として卒直にとらえて、単に法的あるいは労使関係だけの側面からこれに対処するのではなく、政治、経済、社会、法律、倫理、哲学のあらゆる面からの総合的視野のなかでこれをとらえて対処する必要があるのではないかと思う。ここで発想の転換とは、こういう意味である。

もちろん、そうである限り、法律もまたこの場合にそれはそれなりの役割をもち、それなりの意味でこれに参加しうるし、またしなければならぬ。いわばゼネ・スト違法論も宣言的效果しか期待できないかも知れない。しかし、現在のわが国のように、マルクスレーニン主義的革命的汚染が組合運動からまだ抜け切っていない場では、それが反憲法的意味をもつことを強調し、徹底する意味で何度繰り返しても無駄ではない。また最高

ゼネ・ストについて

ゼネ・ストについて

裁が、暴力の行使、政治ストと並んで違法とする全体経済を麻痺させるような争議の違法性も強調する必要があらう。

次に、ゼネ・ストと称するような大争議が発生したときには、緊急調整制度その他争議調整に関する公の機関を最大限に活用することも必要である。同時に、それと共に、労働側と政治、経済の指導者との間の三者頂上会談もちゅうちゅうなくもたれるべく、かつそれは真しに執拗にもちつづけなければなるまい。政府と労働側との意思疎通のなき、それが如何に争議の解決に悪影響を及ぼし、無用の遅延をひきおこすかは、七四年春闘の経過が最も明瞭に示した。そして、この場合、特に注文したいのは、調整過程であれ、頂上会談においてであれ、当事者の積極的かつ弾力的な、解決への協力の姿勢であり、一方的論理の押しつけでなく、国民的利益の全体的見地に立つての妥協点発見への渾身の努力である。さらに、とくに組合については、国会にかけると同じような実りなき愚劣な論争をこの場合にも蒸し返さないために、そして労働者の（政党でなく）真の利益を守り、推進するために、脱イデオロギー的に（一般労働者は、指導者が妄想するほどイデオロギー的でない）行動することであり、政府、使用者に対していえば、組合への色眼鏡を取り去って、事態を卒直に受けとめ、柔軟かつ協力的にこれを処理することである。

しかし、こんにちのゼネ・ストに対して、もっとも必要な対策は、このような、すでに発生したものをどうするかではなくて、これが発生しないような努力、すなわち予防への努力である。

この激動期にわれわれが当面している問題は、労使関係内の要因に出るものだけではなく、その多くの難問は、所得政策問題を含めて、むしろそれと労使関係外的要因とのからみ合いに出るものであるというように、極

めて多面的であり、しかも、その対策がそこに転がっているというふうなものではない。またある一方的な論理だけで解決しうるほど簡単なものでもない。そこで必要なのは独創であり、新しい政治、経済、社会、哲学などへの展望であって、古いしきたりや理論のコピーではなく、また古い政治、経済、哲学などの延長ではない。

そうだとすれば、労、使、政府の三者の緊密な意思疎通とそれを通しての協力以外にこれを予防する方法はない。労使関係的にいえば、労働者の参加によって、この国の経済と産業（労使関係）を民主化することが、これを予防する唯一の方法である。

しかし、参加の問題に深入りするにはスペースがないし、また内容的にいつても、改めて一文を草する必要がある。のみならず、その多くの点については、こんにちまでに何度か述べてもいるので、ここではこれ以上は触れない。ただ、一つのエピソードを想起して結びにする。

一九二六年のイギリスのゼネ・ストが、この国の労使関係にとって、とくに組合にとつてはストライキおよびサンジカリスト的暴力革命主義に対する態度の決定について、また使用者にとっては組織労働者に対するその態度の決定について、際立った分水嶺となったかどうかについては、こんにちなお争いがある。しかし、少なくとも、ゼネ・ストが労使がこの方向に進むについての一つの大きな要因となったことは疑いないと思われる。そして、これを契機として革命的労働運動は終りを告げ、その後の労働運動が労働組合主義の道を選んで進んで行ったことも明らかに認められる。ここで興味があるのは、そうした方向転換が労使によってとられたそのキッカケが、どこで、いつ、つかまれたかである。そしてそれは、どんな方法であったかである。

ゼネ・ストの翌二七年TUC会長ヒックスの名でICI会長アルフレッド・モンド卿に一通の書簡が届けられ

ゼネ・ストについて

ゼネ・ストについて

た。その中でヒックスは「能率を向上し、労働者の生活水準を引き上げるために、労使は共同して努力すべきこと、そのためには、労使の直接の意見交換が極めて大きな利益をもたらすであろうこと」について、モンド卿の注意を喚起した。この呼びかけに応じて、モンド卿とTUC議長ベン・ターナー（この両者は、同時に一九二八―二九年の産業再編成および労使関係会議における労使双方の指導者でもあった）との間で会議がもたれた（モンド・ターナー会議）。この会議では、二六年ゼネ・スト、二七年労働争議および労働組合法制定後という条件の変化のもとで、労使関係の風土をどうすれば改善し発展させることができるかについての広汎な議題が討議された。TUC側の指導者は、シトリン書記長であった。三回の会議の後、この会議は解消して、その仕事は、TUC、イギリス産業連盟、全国経営者協会（後のイギリス経営者協会）の三者の合同会議に引き継がれた。そしてこの会議は、その後数年にわたって続けられたのであった。これらの会議を通してのシトリンの主張は、TUCと全国経営者協会の代表が参加する全国労使関係審議会の設置であった。そして、シトリンによれば、この一連の会議は「労使双方とも、その原則については何の犠牲も払うことなしに、相互の友情的親交と信頼関係との基礎を作り上げることができた。」(cf. Clegg and Chester, *Joint Consultation*, in "The System of Industrial Relations in Britain",

1964 p. 335 et seq.)

(一九七四・七・一〇)